

平成29年度 第1回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時：平成29年10月5日（木曜日）
午後2時00分～午後3時00分
場 所：保健センター3階会議室
出席委員数：15名
傍 聴 者：0名

1 開 会

2 議 題

(1) 人事案件

議題1 会長の互選

議題2 部会長の互選

(2) 報告事項

ア 策定中の計画について 資料P1

イ 後見実施機関の設置について 資料P2~3

ウ 江別市地域公益事業等に関する地域協議会の設置について・資料P4~P9

3 その他

4 閉 会

蓮田管理課長

本日はご多忙の中、出席いただきありがとうございます。

これより平成29年度第1回「江別市社会福祉審議会」を開催します。

本日は24名の委員中15名の方に出席いただいております、江別市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により委員の過半数が出席しており、本会が有効に成立していることを報告します。

本日の議事に先立ちまして、委員の辞任と後任委員の委嘱についてご報告します。

まず、平成29年5月3日付けで、心身障害者福祉専門部会長の石田 文子（いしだ ふみこ）委員が辞任されたため、後任として、NPO 法人江別手をつなぐ育成会より推薦を受けました東 則子（ひがし のりこ）委員が、平成29年7月11日付けで委嘱を受けております。

次に、平成29年5月31日付けで、佐保 寛志（さほ ひろし）委員が辞任されたため、後任として、江別身体障害者福祉協会より推薦を受けました松村 昭二（まつむら しょうじ）委員が、平成29年6月8日付けで委嘱を受けております。

次に、平成29年6月8日付けで、当審議会の会長である湯浅 國勝（ゆあさ くにかつ）委員が辞任されております。後任として、今まで江別市自治連絡協議会から推薦を受けていた副会長である佐藤 功（さとう つとむ）委員が社会福祉協議会より推薦を受けることになりました。

また、江別市自治連絡協議会からは、今まで江別市高齢者クラブ連合会から推薦を受けていた阿部 実（あべみのる）委員を推薦することになりました。

よって、佐藤 功（さとう つとむ）委員と阿部 実（あべみのる）委員は、選出団体からの推薦替えとなります。

次に江別市高齢者クラブ連合会からの推薦委員が不在となったことから、新たに、木村 誠（きむら まこと）委員が、江別市高齢者クラブ連合会から推薦を受け、平成29年7月11日付けで委嘱を受けております。

ここで、恐れ入りますが、木村委員、東委員、松村委員の順に自己紹介をお願いします。

木村委員

（自己紹介）

東委員

（自己紹介）

松村委員

（自己紹介）

蓮田管理課長

ありがとうございました。

健康福祉部の出席職員を紹介及び平成29年度組織変更の概要を説明。

それでは、議題に入ります。

人事案件の議題1「会長の互選」については、委員のなかから互選となっているため、会長が決定するまでは、真屋健康福祉部長が仮議長となって議事を進めていただきますので、よろしくお願ひします。

真屋健康福祉部長、議事進行をお願いします。

真屋部長

(挨拶)

江別市社会福祉審議会条例第4条第1項に基づき、委員の互選により、会長を選出することを説明。

会長の互選について会議に諮った結果、佐藤功委員が会長に決定。

佐藤委員

(挨拶)

真屋部長

それでは、これからの議事進行を佐藤会長をお願いします。

佐藤会長

副会長であった自分の会長就任に伴い、後任の副会長が空席となり、副会長も会長と同様に、条例第4条第1項に基づき、委員の互選により選出することを説明。

副会長の互選について会議に諮った結果、阿部実委員が副会長に決定。

阿部副会長

(挨拶)

佐藤会長

それでは、議題2「部会所属委員の指名」を議題とします。

条例第5条第4項に基づき、新たに選任された委員の部会の所属については、会長から指名することを説明。

木村委員は、老人福祉専門部会、東委員、松村委員については、心身障害者福祉専門部会の所属とする。

佐藤会長

それでは、「議題3 心身障害者福祉専門部会部会長の互選」を議題とします。条例第5条第5項に基づき委員の互選により部会長を選出することを説明。

心身障害者福祉専門部会長は、高垣委員に決定。

さて、以上で全ての人事案件が終了します。

それでは、(2) 報告事項に移ります。

ア「策定中の計画について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

蓮田管理課長

策定中の計画について、説明します。

資料1ページをお開き願います。

現在、健康福祉部において策定中の計画は、1段目の「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」から最下段の「子ども・子育て支援事業計画」まで4つの計画です。

1段目の「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」ではありますが、現行の第5期障がい福祉計画が今年度で終了することから、平成30年度以降の次期計画を策定しているところです。

この度、児童福祉法の改正により障がい児に関する計画策定が義務付けられたことから、新たに「障がい児福祉計画」を策定するものであり、両計画は関連性があることから、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」と一体的に策定するものです。

次に、2段目の「特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画」と3段目の「高齢者総合計画」については、今年度で計画が終了することから、平成3

0年度以降の次期計画を策定するものです。

次に、最下段の「子ども・子育て支援事業計画」については、計画期間が平成27年度から平成31年度までの5か年計画ですが、今年度は中間年にあたり、国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制に関して中間見直しをするものです。

今までご説明しました4つの計画とも、計画期間や検討委員会等は記載のとおりであり、パブリックコメントにつきましては今年の12月頃に実施する予定です。

また、来年3月には計画は決定となる予定ですが、その前に、例年、2月頃に開催される当審議会に、計画案を報告しますので、よろしくお願いします。

策定中の計画の説明については以上です。

佐藤会長

ただ今策定中の4つの計画案の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

山崎委員

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について、知的障害児の方の呼称が個別支援児に変わったと思いますけれどそういう意味でこういう計画名でよろしいですか。

あくまで江別市で策定する計画の名称ですし、私も身体的な障がいの呼称は把握していませんが、身体障害も含めた呼称という意味であれば理解できるのですが、その辺お聞かせ願えればと思います。

佐藤会長

障がい児の呼称そのものが問題がないかどうかも含めまして、事務局からお願いします。

本多福祉課長

計画の呼称ですが、障がい児の対象としているお子さんは、知的障害に限らず18歳未満の障害のある子どもを全て含めておりますので、障がい児としています。

山崎委員

(了)

佐藤会長

それでは、イ「後見実施機関の設置について」を議題とします。
事務局から報告をお願いします。

石田地域支援事業担当参事

後見実施機関の設置について説明します。
資料2ページをお開きください。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の生活を法的に援助する制度であり、財産の管理、権利の養護、身上の看護等を裁判所が選任した後見人等が行うものです。

この成年後見制度は、高齢者や障がいのある方の生活を守る重要な制度ですが、制度の複雑さや後見人の制約等から、利用が広がっていないことが課題とされています。

まず、資料の1 概要についてですが、認知症等により判断能力が十分ではない市民における成年後見制度の適切な利用を支援するため、老人福祉法及び知的障害者福祉法等に基づき、成年後見制度に関する相談受付及び利用支援等を行う後見実施機関を設置します。

また、後見実施機関は、成年後見制度の対象者の増加に対応するため、弁護士等の専門職だけではなく、市民が後見等の業務を担う市民後見人の養成・登録を行うとともに、市民後見人の活動支援及び監督等を行います。

なお、運営については、業務の内容及び専門性を考慮し、権利擁護活動や地域福祉活動を総合的に行い、成年後見制度の利用支援を適切に実施することが可能な団体に委託します。

次に2 設置(案)についてですが、後見実施機関の名称については、目的や業務の内容を市民に分かりやすく伝えるため、他市の事例等も参考にしながら、「江別市成年後見支援センター」とします。

設置の予定日は平成29年11月1日とし、運営は江別市社会福祉協議会に委託します。そのほか、設置場所等については記載のとおりです。

次に、事業内容について、資料の3に箇条書きで記載していますが、詳しくは、イメージ図をもとに説明しますので、右側の資料3ページをご覧ください。

図のとおり、江別市から、社会福祉協議会に後見実施機関の運営を委託し、社会福祉協議会内に「成年後見支援センター」を開設します。

成年後見支援センターの主な業務は、太線の枠内に記載のとおり、基本的な業務として、成年後見制度に関する総合相談の受付、普及啓発、後見利用・手続きの支援を行います。また、後見人のすそ野を広げるため、市民後見人の養成・登録を行うとともに、市民後見人の活動のサポート等を行います。さらに、成年後見制度の適正な利用がなされるよう、家庭裁判所への後見人の推薦など、関係機関との密接な連携を図ります。

社会福祉協議会は、現在も、高齢者の日常的金銭管理を援助する日常生活自立支援事業や、生活困窮者の支援事業、高齢者を見守る愛のふれあい事業など、地域における様々な支援事業を行っており、成年後見支援センターの業務も、それら各種の支援機能と一体的に実施することを想定しています。

続いて、4 その他についてですが、この後見実施機関の設置を市民に周知するとともに、成年後見制度の普及啓発を図るため、開設記念講演会を開催します。

開催日は、平成29年10月29日、会場は江別市民会館を予定しています。

講演会の詳細につきましては、お手元に黄緑色のパンフレットをお配りしておりますので、のちほどご覧いただければと思います。

次に、成年後見利用支援制度の見直しについて、収入や資産が少ないこと等により、後見報酬等の費用の負担が困難な方に対して、市がその費用を助成する制度があり、現在は、市長が申し立てを行った場合を対象としています。

後見実施機関の設置に併せ、この利用支援制度を拡充することとし、支援制度の対象者の範囲について、市長が申立を行った場合に限定せず、費用の負担が困難な市民とする見直しを行う予定です。

以上です。

佐藤会長

今、社協では、11月1日のセンターの開設にむけて、盛んにいろいろ研究、研修そして新しい事業をまずどのようにうまく進めていくか勉強している最中です。

特に成年後見実施機関の運営についてはセンター長、副センター長、指導員3名の全部で5名の構成でもって、きちんとやっていかなければいけないという形をとって準備をしています。

今説明がありましたように10月29日、ぜひ講演会を聞いていただければこの後見制度が、どのような制度で、どのような事業を行っていかなければいけないのかははっきりとわかると思いますので、お時間があれば、聞いていただければと思います。

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

鎌田委員

設置時間についてですが、8時45分から17時15分までということのようですが、せめて月に1回か2回か、平日の午後遅い時間や、日曜日に開設を設ける時間帯というのはどうでしょうか。

仕事の形態が変わってきておりますので、この時間では相談に来られない方もいるのではないかと思います。

佐藤会長

今の時間帯についてですが、事業を運営していくなかで、そのような方が時間外に実施してもらいたいと相談があれば、その時は十分考えたいと思います。所管課もそれでよろしいですか

石田地域支援事業担当参事

(了)

佐藤会長

あくまでも、成年後見支援センターという名称でもって、支援をしていくという立場です。従って実際に後見人になるということではなくて後見人のサポート、監督あるいは家庭裁判所などに連絡を取りながら、きちっとした支援としていくという機関ですので、よろしくお願いします。

東委員

この図によりますと市民後見人の方が個人後見する形で後見の事業を行って

いくのをセンターがサポートする形だと思うのですが、今登録できる市民後見人の方は何人いるのですか。

石田地域支援事業担当参事

江別市ではH27年度から市民後見人の候補者を養成する講座を実施しております。現在27名の方を登録しています。

佐藤会長

これについては今後研修を重ね、これから増える可能性もあります。
よろしいですか

東委員

(了)

佐藤会長

新しい事業ですので、1年目は不安な面もあるのですが、できるだけことはやっていきますので、何かあれば、みなさんに相談しますのでよろしく願いします。

佐藤会長

それでは、ウ「江別市地域公益事業等に関する地域協議会の設置」を議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

蓮田管理課長

(2) 報告事項 「ウ 江別市地域公益事業等に関する地域協議会の設置」について、説明します。

前回の委員会でもこの地域協議会について説明していますが、経過について、再度簡単に申し上げます。

社会福祉法人制度改革により、平成29年4月から、財務規律の強化として、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な財産を控除したものを、「社会福祉充実財産」と位置づけ、社会福祉充実財産が生じる場合は、社会福祉充実計画を策定し、既存事業の充実や新たな事業に有効活用することが義務付けられました。

また、法人がこの社会福祉充実財産を活用し、地域公益事業を実施する場合は、地域公益事業の内容及び事業区域における需要について「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないと法律上規定されています。

なお、この地域協議会の構成メンバーは、民生委員、ボランティア関係者、自治会等地域代表、福祉・医療関係者等で構成され、既存の会議体を活用することが望ましいとされていることから、当審議会の委員の皆さまに、この地域協議会の役割を担ってほしい旨ご説明し、前回の本審議会において、ご理解・ご了承されたところです。

これを受けて、この度、地域協議会の設置や運営に係る要綱や要領を作成しましたので、その内容について説明します。

それでは、資料4ページをお開き願います。

当審議会委員の皆さまに、新たに役割を担っていただく地域協議会の正式名称は、「江別市地域公益事業等に関する地域協議会」であり、法人が社会福祉充実財産を活用して計画する地域公益事業の内容及び事業区域における需要等について、公正かつ中立的な意見聴取を行うため、設置するものです。

初めに、「1 所掌事項」についてですが、社会福祉充実財産が生じ、地域公益事業を実施する法人からの要請に基づき協議するほか、法人が実施する地域公益事業の2年目以降の確認など必要に応じて協議する場合などがあります。

次に、「2 委員等」ですが、当審議会の構成と同様とします。

次に、「3 会議」についても当審議会と同様ですが、会長が必要と認めるときは、地域公益事業を実施する法人の担当者等を出席させ、意見や資料等を求めることができます。

次に、「4 部会」ですが、この地域協議会についても当審議会同様に部会を置くことができるものとし、この部会は、当審議会と同様です。

続きまして、地域協議会の運営について説明します。

次ページの5ページをお開き願います。

当協議会は、地域公益事業を実施したい法人から地域協議会の開催を求めら

れた場合に開催します。開催にあたっては、法人担当者を出席させ、計画や事業概要等の説明を受けることになります。

説明後、不明な点や確認したい点があった場合、委員は法人に対し、質疑をします。

この説明・質疑終了後、法人担当者には会議の場から退席をお願いし、法人が実施しようとする地域公益事業について、協議を行います。

なお、協議に当たっては、公正、中立を保つため、法人と直接的に利害関係に当たるその法人の評議員や理事、監事となっている委員については、除斥（じよせき）となります。

協議終了後、地域協議会で協議内容を取りまとめ、それを法人に対し通知します。

ここまでの、地域協議会の役割となります。

なお、参考ですが、法人が通知文を受け取ったあと、理事会や評議員会により、地域公益事業を実施する社会福祉充実計画を決定し、それを所轄庁である江別市に提出。江別市で審査・承認したあとに、法人は地域公益事業を実施することになります。

続きまして、6ページから8ページをお開き願います。今までご説明した内容を規定した要綱及び要領です。これについては、後ほどご参照願います。

続きまして、9ページをお開き願います。

これにつきましては、社会福祉充実計画策定に係る流れを記載したものであり、概略を説明します。

法人は、毎年度決算終了後、社会福祉充実財産があるかどうか算定することになります。残額がなければ、算定結果を届け出のみで済みますが、残額がある場合は、社会福祉充実計画を作成する必要があります。

作成にあたっては、社会福祉充実財産の使用用途を第1順位の社会福祉事業から順番に検討することになりますが、第2順位の地域公益事業を実施する場合には、今まで説明しましたとおり、地域協議会から意見を聴取しなければなりません。

原案作成後、法人は公認会計士などから意見聴取し、最後に、評議員会の承認を得て、6月末までに、所轄庁である江別市へ提出します。

所轄庁である江別市は、審査・承認にあたっては、法人の自主性を尊重し、計画が明らかに不合理ではない限り、承認し、計画が確定後に、法人が事業を実施することになります。

地域協議会の設置や運営に関するご説明については、以上のとおりですが、地域協議会の実施については、委員皆さまのご協力をよろしくお願いします。

佐藤会長

これは平成28年3月31日の社会福祉法等の一部を改正する法律の中に今まで公益法人である社会福祉法人が1年間の収入と支出に差額が少しでも余っていた場合に余ったお金を公益的な事業にきちっと使うということがはっきりしたわけでそのことでこれができるということだと思いますが北海道ではこの地域協議会という組織を設立した市町村はあるのですか。

蓮田管理課長

これについて、全国市長会北海道支部が調査を実施した結果、道内35市のうち地域協議会を設置している市は1市のみが設置しており、江別市は2番目となります。35市のうち2市だけが地域協議会を設置しています。

佐藤会長

江別市は先駆的に協議会を設置するというので、この審議会を地域協議会にそのままするという事ですね。そういう形で協議会を設置すると。

残ったお金については、まず、1番目には職員の処遇改善、すなわち新たな人材の雇い入れ、既存の建物の修繕等、そういうお金に使うことから始まり、順位の第2位に地域公益事業、すなわち単身高齢者の見守り、移動支援、制度のはざまに対応する包括的な相談支援等に使うとなっていてこの第2位のことについてこれからできる協議会の中でどういうところに有効に使うかという話し合いをするということだと思います。それでよろしいですね。

蓮田管理課長

(了)

佐藤会長

この協議会についてみなさんご賛同いただけますか

(委員)

(了)

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

(委員)

(なし)

佐藤会長

この審議会すなわち協議会と同じ働きをするということもありますので、今後進めていきたいと思えます。

以上で報告事項を終了します。

次に、「3 その他」に入ります。

委員の皆様から何か審議会についてでもいいですし、江別市全体の社会福祉に対する要望とかそういうものがありましたら、こういう機会にパブリックコメントではないのですが、お話を市の方にしておいた方がいいと思えます。

山崎委員

平成27年度から小規模保育事業が始まりまして、来年の3月には2歳児が小規模保育から卒業して保育園か、幼稚園に行くかわからないですが、小規模保育事業で来年の3月に見込まれる卒園人数は何人くらいですか。

はっきりしたことはわからないと思えますが、仮に100人いるとしたら、0-2歳の待機も大きな問題なのですが、これに加えて3歳児の待機も出てくる場合は受入態勢が十分対応できるのか教えていただければと思えます。

白石子育て支援室長

今ほどの質問で前段の方でありました人数的なものですが、来年3歳になるお子さんがどのくらいいて、それに対する待機児童の発生状況についてどうなるかは資料を持ち合わせておりませんが、今年の待機児童の話で言いますと4月現在いわゆる潜在待機というもので希望する園が空いていないなどの人数に関しては82名でした。

昨年平成28年4月で105名ということでありまして若干減りました。

今年の4月の定員増では129名分を、様々民間の協力や市の保育園の定員を増やしたのですが、その前年の105名を埋めるまでにはいきませんでした。当然希望する園がないという状況の中ではどうしても待機は生まれてしまうのですが、若干の縮小ということになっています。

今の江別市の待機の状況としては1歳が一番多い状況で、その次は3歳という状況です。

今までは0-2歳までの待機を中心に取り組んできましたが、来年度も各年齢別になりますが、59名の定員を増やす予定でいまして、その結果でどうなっていくかいうところをこれから見ていきたいと思いますが、今年子育て支援事業計画の見直しもあり、その辺あたりの見込みを精査しつつ、先ほどの59名の他に更なる手立てをどういった形で取っていくか今後の検討課題として考えているところです。現状こちらでお答えできることがあまりありませんがよろしくをお願いします。

佐藤会長

そのほかありませんか。

事務局から何かございますか。

渡部健康推進担当参事

事務局からお知らせをします。机上にお配りしてあるカラー刷りの「えべつ健康フェスタ2017」のチラシをご覧ください。

(説明)

10月22日、各所属、もしくはご家族含めて、健康に向けてのきっかけとなるイベントとしたいと思いますので、ぜひ来場いただければと思います。よろしくをお願いします。

佐藤会長

その他質問等はありませんか。

全体を通してありませんか。

それでは、本日の審議会はこれをもって終了とします。

ご協力ありがとうございました。